

報 告 第 2 0 号

令和4年度新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和4年度新居浜市公共下水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和4年度 新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績					比 較				
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳				
					国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		
1 資本 的支出	1 建設 改良費	雨水ポンプ 場改築事業 (その2)	2	150,000,000	75,000,000	67,500,000	7,500,000	66,000,000	33,000,000	29,700,000	3,300,000	84,000,000	42,000,000	37,800,000	4,200,000		
			3	200,000,000	100,000,000	90,000,000	10,000,000	194,000,000	97,000,000	87,300,000	9,700,000	6,000,000	3,000,000	2,700,000	300,000		
			4	0	0	0	0	90,000,000	45,000,000	40,500,000	4,500,000	△ 90,000,000	△ 45,000,000	△ 40,500,000	△ 4,500,000		
			計	350,000,000	175,000,000	157,500,000	17,500,000	350,000,000	175,000,000	157,500,000	17,500,000	0	0	0	0		
		下水処理場 改築事業 (その2)	2	50,000,000	27,500,000	22,500,000	0	0	0	0	0	50,000,000	27,500,000	22,500,000	0		
			3	224,000,000	123,200,000	90,700,000	10,100,000	222,000,000	122,100,000	92,100,000	7,800,000	2,000,000	1,100,000	△ 1,400,000	2,300,000		
			4	110,000,000	60,500,000	44,500,000	5,000,000	162,000,000	89,100,000	65,600,000	7,300,000	△ 52,000,000	△ 28,600,000	△ 21,100,000	△ 2,300,000		
			計	384,000,000	211,200,000	157,700,000	15,100,000	384,000,000	211,200,000	157,700,000	15,100,000	0	0	0	0		
		雨水ポンプ 場改築事業 (その3)	3	30,000,000	15,000,000	13,500,000	1,500,000	14,000,000	7,000,000	6,300,000	700,000	16,000,000	8,000,000	7,200,000	800,000		
			4	62,000,000	31,000,000	27,900,000	3,100,000	78,000,000	39,000,000	35,100,000	3,900,000	△ 16,000,000	△ 8,000,000	△ 7,200,000	△ 800,000		
			計	92,000,000	46,000,000	41,400,000	4,600,000	92,000,000	46,000,000	41,400,000	4,600,000	0	0	0	0		

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）抜粋

（継続費）

第18条の2（省略）

2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3（省略）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（決算）

第30条（省略）

2～5（省略）

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7～9（省略）